

I. 反対尋問

1. 検察側は詐欺罪の成立範囲をいくらまでと考えるのか。
2. 判例2を挙げた理由は何か。
3. 学説の検討2(2)において「誤振込があった事実を秘匿して」とあるが、秘匿したこと自体が問題となるのか。それとも、秘匿した結果、一時預金の払い戻しを停止して調査、照会をし、組戻しの手続をとる機会を与えることをしなかったことが問題となるのか。
4. 学説の検討2(2)において「誤振込を銀行に告知すべき信義則上の義務を負うと解されるのは社会生活上の条理からしても当然」とあるが、なぜ当然といえるのか。
5. 学説の検討2(3)に「一定程度制限」されているとあるが、一定程度とはどの程度なのか。

II. 学説の検討

1. 振込依頼人と受取人間の預金債権の成否について

弁護側も検察側と同様に、甲説を採用する。

2. 誤振込と知りつつこれを秘して払い戻しを受ける行為についての詐欺罪の成否

- (1) 弁護側も、乙説が採用し得ない以上、乙説を前提とするA説は採用しない。
- (2) この点につき、検察側はD説を採用しているが、誤振込の受取人に告知義務があるのか、疑問が残る。また、告知義務の発生根拠をそもそも信義則に求めることが妥当であるか問題であるのみならず、預金債権の存在を前提にしつつ告知義務を認めることは困難であると考えられる。¹
よって、当然に信義則上の告知義務を肯定し、欺罔行為性を認めるD説は採用し得ない。
- (3) C説は、誤振込によって成立した預金債権にも債権者の占有を認め、誤振込による入金を占有離脱物と捉え、その預金を引き下ろしたときには占有離脱物横領罪が成立するという見解である。しかし、銀行預金は、消費寄託契約であり、銀行に所有権を認めたとしても、預金債権に基づいて引き出した者はこの金銭の所有権を取得することになるから、「他人の物」とはいえない。次に、依頼人に準所有権的な物権的請求権を認めることができれば、依頼人の所有権を認めて「他人の物」ということもできるが、一般にこの請求権は認められておらず、やはり「他人の物」という要件は満たさない。
よって、占有離脱物横領罪(254条)が成立するとするC説は妥当でないといえる。
- (4) 以上より、被仕向銀行と受取人との間に預金債権が成立する以上、受取人は正当な払い戻し権限を有するとして犯罪は成立しえないと解され、弁護側はB説を採用する。

¹ 高橋則夫『刑法各論』(成文堂,2011年)356頁

Ⅲ. 本問の検討

1. Nの妻が誤って約75万円をXの銀行口座に振り込んだことを奇貨として、S銀行K支店の窓口で88万円の払い戻しを受けたXの行為に詐欺罪(246条1項)は成立しないか、かかる行為が欺罔行為に当たるかが問題となる。
2. この点、弁護側は誤振込による預金債権の成否につき甲説、誤振込みの預金債権を払い戻す行為についての詐欺罪の成否につきB説を採用する。したがって、XとS銀行との間に預金債権が成立する以上、Xは正当な払戻し権限を有しているので、Xの上記行為は欺罔行為には当たらない。
3. また、Xの上記行為に占有離脱物横領罪(254条)が成立するか問題となるも、弁護側はB説を採用する以上、かかる犯罪は成立しない。
よって、Xの行為に詐欺罪は成立しない。

Ⅳ. 結論

Xは何ら罪責を負わない。

以上